



第1表の1 評価上の株主の判定及び会社規模の判定の明細書

氏名 (被相続人又は受贈者)	
-------------------	--

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)	会社名	E01				本店所在地	H04				
	代表者氏名	H07				事業内容	取扱品目及び製造、卸売、小売等の区分		業種目号	取引金額の構成比(%)	
	課税時期	N01	元号	年	月		日	E02	G01	C01	
	直前期	自	N02						G02	C02	
至		N03						G03	C03		
1. 株主及び評価方式の判定 ※ 「判定基準」及び「判定」欄については、当てはまる項目の空欄に「1」を記入してください。											
判定要素(課税時期)現在の株式等所有状況)	判	氏名又は名称		役職コード	会社における役職名		① 株式数(株)	② 未分割の株式の株式数(株)			
	定	続柄コード	続柄		株式種類コード	株式の種類		③ 議決権数(個)	④ 議決権割合(③/⑥)(%)		
	要	E05			G04	E06			G06	G07	
	素	納税義務者			G05	E07			G08	G09	
	課	E08			G11	E10			G13	G14	
		G10	E09			G12	E11			G15	G16
		E12			G18	E14			G20	G21	
		G17	E13			G19	E15			G22	G23
	現	E16			G25	E18			G27	G28	
		G24	E17			G26	E19			G29	G30
		E20			G32	E22			G34	G35	
	在	G31	E21			G33	E23			G36	G37
		自己株式の株式数			/				G38	/	
	の	納税義務者の属する同族関係者グループの議決権の合計数						① 議決権数	② 議決権割合(①/⑥)		
						G39	G40				
筆頭株主グループの議決権の合計数						③ 議決権数	④ 議決権割合(③/⑥)				
						G41	G42				
株	評価会社の発行済株式又は議決権の総数						⑤ 発行済株式数	/			
							G43				
							⑥ 議決権の総数	議決権割合			
						C04	100				
判	納税義務者の属する同族関係者グループの議決権割合(②の割合)を基として、区分します。										
	区分	筆頭株主グループの議決権割合(④の割合)					株主の区分				
		50%超の場合		30%以上50%以下の場合		30%未満の場合					
基	②の割合	G44	50%超	G46	30%以上	G48	15%以上	同族株主等			
		G45	50%未満	G47	30%未満	G49	15%未満	同族株主等以外の株主			
判	G50	同族株主等(原則的評価方式等)			G51	同族株主等以外の株主(配当還元方式)					
	「同族株主等」に該当する納税義務者のうち、議決権割合(④の割合)が5%未満の者の評価方式は、第1表の2「2.少数株式所有者の評価方式の判定」欄により判定します。										

(令和八年四月一日以降用)



第1表の1 評価上の株主の判定及び会社規模の判定の明細書（続）

会社名	
-----	--

1. 株主及び評価方式の判定（続）

（取引相場のない株式（出資）の評価明細書）

（令和八年四月一日以降用）

判定要素（課税時期） 現在の株式等 所有状況	氏名又は名称		役職コード	会社における役職名		① 株式数（株）		② 未分割の株式の株式数（株）	
	続柄コード	続柄	株式種類コード	株式の種類		③ 議決権数（個）		④ 議決権割合（③/⑥）（%）	
	E01		G02	E03		G04		G05	
	G01	E02	G03	E04		G06		G07	
	E05		G09	E07		G11		G12	
	G08	E06	G10	E08		G13		G14	
	E09		G16	E11		G18		G19	
	G15	E10	G17	E12		G20		G21	
	E13		G23	E15		G25		G26	
	G22	E14	G24	E16		G27		G28	
	E17		G30	E19		G32		G33	
	G29	E18	G31	E20		G34		G35	
	E21		G37	E23		G39		G40	
	G36	E22	G38	E24		G41		G42	
	E25		G44	E27		G46		G47	
	G43	E26	G45	E28		G48		G49	
	E29		G51	E31		G53		G54	
	G50	E30	G52	E32		G55		G56	
	E33		G58	E35		G60		G61	
	G57	E34	G59	E36		G62		G63	
	E37		G65	E39		G67		G68	
	G64	E38	G66	E40		G69		G70	
	E41		G72	E43		G74		G75	
	G71	E42	G73	E44		G76		G77	
	E45		G79	E47		G81		G82	
	G78	E46	G80	E48		G83		G84	
	E49		G86	E51		G88		G89	
	G85	E50	G87	E52		G90		G91	



第1表の2 評価上の株主の判定及び会社規模の判定の明細書(続)

会社名	
-----	--

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)	2. 少数株主所有者の評価方式の判定															
	※ 「判定要素」欄の㊸から㊻及び「判定」欄については、当てはまる項目の空欄に「1」を記入してください。															
	氏名	E01														
	㊸ 役員	G01	である (原則的評価方式等)				G02	でない (次の㊸へ)								
	㊹ 納税義務者が中心的な同族株主	G03	である (原則的評価方式等)				G04	でない (次の㊸へ)								
	㊺ 納税義務者以外に中心的な同族株主 (又は株主)	G05	がない (原則的評価方式等)				G06	がある (配当還元方式)								
	中心的な同族株主 (又は株主) がいる場合は、その同族株主 (又は株主) の氏名															
	判定	G07	原則的評価方式等				G08	配当還元方式								
	3. 会社の規模 (Lの割合) の判定															
	※ 「判定基準」及び「判定」欄については、当てはまる項目の空欄に「1」を記入してください。															
項目	金額 (千円)				項目				人数							
直前期末の総資産価額 (帳簿価額)	G09						㊼ 継続勤務従業員数	G10			人					
							㊽ 継続勤務従業員以外の従業員の労働時間の合計時間数	G11			時間					
直前期末以前1年間の取引金額	G12						㊾ (㊼/1,800時間)	C01		人						
							㊿ 直前期末以前1年間における従業員数 (㊼+㊾)	C02		人						
㊿ 直前期末以前1年間における従業員数に応ずる区分	G13		㊿の人数が70人以上の会社は、大会社 (㊿及び㊿は不要)													
	G14		㊿の人数が70人未満の会社は、㊿及び㊿により判定													
㊿ 直前期末の総資産価額 (帳簿価額) 及び直前期末以前1年間における従業員数に応ずる区分	総資産価額 (帳簿価額)				従業員数		取引金額			会社規模とLの割合 (中会社) の区分						
	卸売業		小売・サービス業		卸売業、小売・サービス業以外		卸売業		小売・サービス業		卸売業、小売・サービス業以外					
G15	20億円以上		G20 15億円以上		G25 15億円以上		G30 35人超		G35 30億円以上		G40 20億円以上		G45 15億円以上		大会社	
G16	4億円以上20億円未満		G21 5億円以上15億円未満		G26 5億円以上15億円未満		G31 35人超		G36 7億円以上30億円未満		G41 5億円以上20億円未満		G46 4億円以上15億円未満		0.90 中	
G17	2億円以上4億円未満		G22 2億5千万円以上5億円未満		G27 2億5千万円以上5億円未満		G32 20人超35人以下		G37 3億5千万円以上7億円未満		G42 2億5千万円以上5億円未満		G47 2億円以上4億円未満		0.75 会	
G18	7千万円以上2億円未満		G23 4千万円以上2億5千万円未満		G28 5千万円以上2億5千万円未満		G33 5人超20人以下		G38 2億円以上3億5千万円未満		G43 6千万円以上2億5千万円未満		G48 8千万円以上2億円未満		0.60 社	
G19	7千万円未満		G24 4千万円未満		G29 5千万円未満		G34 5人以下		G39 2億円未満		G44 6千万円未満		G49 8千万円未満		小会社	
・ 「会社規模とLの割合 (中会社) の区分」欄は、㊿欄の区分 (「総資産価額 (帳簿価額)」と「従業員数」とのいずれか下位の区分) と㊿欄 (取引金額) の区分とのいずれか上位の区分により判定します。																
判定	G50 大会社		中 会 社 L の 割 合				G54 小 会 社									
			G51 0.90		G52 0.75		G53 0.60									
4. 増 (減) 資の状況その他評価上の参考事項																
E02																

(令和八年四月一日以降用)



第 2 表 特定の評価会社の判定の明細書

会社名

※ 1～6の「判定」欄並びに7の判定結果欄については、当てはまる項目の空欄に「1」を記入してください。

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

(令和八年四月一日以降用)

判定要素		判定																	
		である	でない																
1. 比準要素数1の会社	判定要素		判定基準	(1) 欄のいずれか2の判定要素が0であり、かつ、		(2) 欄のいずれか2以上の判定要素が0													
	(1) 直前期末を基とした判定要素			(2) 直前々期末を基とした判定要素															
	第4表の1 (B1)の金額 (円) (銭)	第4表の1 (C1)の金額 (円) (銭)	第4表の1 (D1)の金額 (円) (銭)	第4表の1 (B2)の金額 (円) (銭)	第4表の1 (C2)の金額 (円) (銭)	第4表の1 (D2)の金額 (円) (銭)													
		0			0		G01	該 当 G02	非 該 当										
2. 株式等保有特定会社	判定要素		判定基準	③の割合が		50%以上である		50%未満である											
	① 総資産価額 (第5表の①の金額) (千円)			② 株式等の価額の合計額 (第5表の①の金額) (千円)		③ 株式等保有割合 (② / ①) (%)													
							G03	該 当 G04	非 該 当										
3. 土地保有特定会社	判定要素		判定基準		会社の規模の判定		大会社		中会社		小会社								
	④ 総資産価額 (第5表の①の金額) (千円)		⑤ 土地等の価額の合計額 (第5表の②の金額) (千円)		⑥ 土地保有割合 (⑤ / ④) (%)														
							G05		G06		G07								
	判定基準		会社の規模		大会社		中会社		小会社 (総資産価額(帳簿価額)が次の基準に該当する会社)										
			⑥の割合		70%以上		70%未満		90%以上		90%未満								
	判定		G08		該 当 G09		非 該 当 G10		該 当 G11		非 該 当 G12		該 当 G13		非 該 当 G14		該 当 G15		非 該 当
4. 開業後3年未満の会社等	判定要素		判定基準		課税時期において開業後3年未満		である		でない										
	(1) 開業後3年未満の会社		元号 年 月 日																
			N01				G16		該 当 G17		非 該 当								
(2) 比準要素数0の会社		判定要素		判定基準		直前期末を基とした判定要素がいずれも0		である		でない									
		第4表の1 (B1)の金額 (円) (銭)		第4表の1 (C1)の金額 (円) (銭)		第4表の1 (D1)の金額 (円) (銭)													
		0						G18		該 当 G19		非 該 当							
5. 開業前又は休業中の会社	開業前の会社の判定		休業中の会社の判定		判定		G20		該 当 G21		非 該 当 G22		該 当 G23		非 該 当				
7. 特定の評価会社の判定結果	6. 清算中の会社		判定		G24		該 当 G25		非 該 当										
	G26		1. 比準要素数1の会社		G27		2. 株式等保有特定会社												
	G28		3. 土地保有特定会社		G29		4. 開業後3年未満の会社等												
G30		5. 開業前又は休業中の会社		G31		6. 清算中の会社													
上記の「1. 比準要素数1の会社」欄から「6. 清算中の会社」欄の判定において2以上に該当する場合には、後の番号の判定によります。																			



第3表 一般の評価会社の株式及び株式に関する権利の価額の計算明細書

会社名	
-----	--

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

(令和八年四月一日以降用)

1. 原則	1株当たりの価額の計算の基となる金額	① 類似業種比準価額 (第4表の2の㉑、㉒又は㉓の金額) (円)	② 1株当たりの純資産価額 (第5表の⑩の金額) (円)	③ 1株当たりの純資産価額の80%相当額 (第5表の⑫の記載がある場合のその金額) (円)								
	1株当たりの株式の価額の計算	1株当たりの価額の算定方法		1株当たりの価額 (円)								
1株当たりの株式の価額の修正	大会社の株式の価額	次のうちいずれか低い方の金額 (②の記載がないときは①の金額) イ ①の金額 ロ ②の金額		④ C01								
	中会社の株式の価額	①と②とのいずれか低い方の金額 × Lの割合 0.) + (②の金額 (③の金額があるときは③の金額) × (1 - Lの割合 0.))		⑤ C02								
	小会社の株式の価額	次のうちいずれか低い方の金額 イ ②の金額 (③の金額があるときは③の金額) ロ (①の金額 × 0.50) + (イの金額 × 0.50)		⑥ C03								
	株式の価額の修正	課税時期において配当期待権の発生している場合	⑦ 1株当たりの配当金額	J01	円	銭	⑧ 修正後の株式の価額 ((④、⑤又は⑥) - ⑦) (円)					
株式の価額の修正	課税時期において株式の割当てを受ける権利、株主となる権利又は株式無償交付期待権の発生している場合	⑨ 割当株式1株当たりの払込金額	G01		円	⑫ 修正後の株式の価額 ④、⑤又は⑥ 〔⑧があるときは⑧〕 + ⑨ × ⑩ 1株 + ⑪ (円)						
		⑩ 1株当たりの割当株式数	C04		株							
		⑪ 1株当たりの割当株式数又は交付株式数	C05		株							
2. 配当還元方式による価額	1株当たりの資本金等の額、発行済株式数等											
	⑬ 直前期末の資本金等の額 (千円)	⑭ 直前期末の発行済株式数 (株)	⑮ 直前期末の自己株式数 (株)	⑯ 1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数 (株) (⑬ ÷ 50円)	⑰ 1株当たりの資本金等の額 (円) (⑬ ÷ (⑭ - ⑮))	G02	G06					
	直前期末以前2年間の配当金額 (千円)											
	事業年度	⑱ 年配当金額	⑲ 左のうち非経常的な配当金額	⑳ 差引経常的な年配当金額 (⑱ - ⑲)	㉑ 年平均配当金額 ((⑱ + ⑲) ÷ 2)	直前期	G05	G07	① G09	G11		
						直前々期	G06	G08	② G10			
	㉒ 1株(50円)当たりの年配当金額 (⑱ ÷ ⑬)		J02		円	銭	〔この金額が2円50銭未満の場合は2円50銭とします。〕					
	㉓ 配当還元価額 ((⑱ ÷ 10%) × (⑰ ÷ 50円))	C07		円	⑳ 配当還元方式による価額 ㉓の金額が、原則的評価方式により計算した価額を超える場合には、原則的評価方式により計算した価額とします。	C08		円				
3. 株式に関する権利の評価	配当期待権	㉔ 1株当たりの予想配当金額	J03	円	銭	J04	円	銭	J05	円	銭	㉕ 配当期待権の価額 (㉔ - ㉖)
	株式の割当てを受ける権利 (割当株式1株当たりの価額)	㉖ ⑫の金額 (配当還元方式の場合は㉔の金額)	G12		円	G13		円	C09		円	㉗ 株式の割当てを受ける権利の価額 (㉖ - ㉘)
	株主となる権利 (割当株式1株当たりの価額)	㉘ ⑫の金額 (配当還元方式の場合は㉔の金額) (課税時期後にその株主となる権利につき払い込むべき金額があるときは、その金額を控除した金額)							C10		円	㉙ 株主となる権利の価額
	株式無償交付期待権 (交付される株式1株当たりの価額)	㉚ ⑫の金額 (配当還元方式の場合は㉔の金額)							C11		円	㉛ 株式無償交付期待権の価額
	4. 株式及び株式に関する権利の価額 (1.及び2.に共通)	㉜ 株式の評価額	C12		円	㉝ 株式に関する権利の評価額	J06		円		銭	



第 4 表 の 1 類 似 業 種 比 準 価 額 等 の 計 算 明 細 書

会 社 名

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

(令和八年四月一日以降用)

1. 1株当たりの資本金等の額等の計算		① 直前期末の 資本金等の額 (千円)		② 直前期末の 発行済株式数 (株)		③ 直前期末の 自己株式数 (株)		④ 1株当たりの 資本金等の額 (①÷(②-③)) (円)		⑤ 1株当たりの資本金等の 額を50円とした場合の発 行済株式数 (①÷50円) (株)			
G01				G02		G03							
直 前 期 末 以 前 2 (3) 年 間 の 年 平 均 配 当 金 額 (千 円)													
事業年度		⑥ 年配当金額		⑦ 左のうち非経 常的な配当金額		⑧ 差引経常的な年配 当金額 (⑥-⑦)		年 平 均 配 当 金 額					
直前期		G04		G07		①		⑨ $(\text{①} + \text{②}) \div 2$					
直前々期		G05		G08		②		⑩ $(\text{③} + \text{④}) \div 2$					
直前々期の 前期		G06		G09		③							
直 前 期 末 以 前 2 (3) 年 間 の 利 益 金 額 (千 円)													
事業年度		⑪ 法人税の 課税所得金額		⑫ 非経常的な 利益金額		⑬ 受取配当等の 益金不算入額		⑭ 左の所得税額		⑮ 損金算入した 繰越欠損金の 控除額		⑯ 差引利益金額 (⑪-⑫+⑬-⑭+⑮)	
直前期		G10		G13		G16		G19		G22		⑰	
直前々期		G11		G14		G17		G20		G23		⑱	
直前々期の 前期		G12		G15		G18		G21		G24		⑲	
1株 (50円) 当 たりの年利益金額													
事業年度		⑰ 資本金等の額		⑱ 利益積立金額		⑲ 純資産価額 (⑰+⑱)							
直前期		G25		G27		⑳							
直前々期		G26		G28		㉑							
比 準 要 素 数 1 の 会 社 ・ 比 準 要 素 数 0 の 会 社 の 判 定 要 素 の 金 額													
1株 (50円) 当 たりの年配当金額の計算				1株 (50円) 当 たりの年利益金額の計算				1株 (50円) 当 たりの純資産価額の計算					
⑨ ⑤		B1		円		0 銭		$\frac{\text{㉑}}{\text{㉒}}$ 又は $\frac{(\text{㉑} + \text{㉒})}{\text{㉓}} \div 2$		C1		円	
⑩ ⑤		B2		円		0 銭		$\frac{\text{㉔}}{\text{㉕}}$ 又は $\frac{(\text{㉔} + \text{㉕})}{\text{㉖}} \div 2$		C2		円	
1株 (50円) 当 たりの年配当金額 (B1 の 金 額)				1株 (50円) 当 たりの年利益金額 [$\frac{\text{㉑}}{\text{㉒}}$ 又は $\frac{(\text{㉑} + \text{㉒})}{\text{㉓}} \div 2$ の金額]				1株 (50円) 当 たりの純資産価額 (D1 の 金 額)					
B		J01		円		銭		C		G29		円	
D		G30		円		D		G30		円		円	



第4表の2 類似業種比準価額等の計算明細書（続）

会社名

（取引相場のない株式（出資）の評価明細書）

（令和八年四月一日以降用）

3 株 （ 50 円 ） 当 業 種 の 比 準 価 額 の 計 算	類似業種											業種目番号	G01						
	類似業種の株価																		
	課税時期の属する月	課税時期の属する月の前々月	課税時期の属する月の前々月	前年平均株価	課税時期の属する月以前2年間の平均株価	A 〔①、②、③、④及び⑤のうち最も低いもの〕													
	①	円	②	円	③	円	④	円	⑤	円	⑥	円	⑦	円					
	区分	1株（50円）当たりの年配当金額				1株（50円）当たりの年利益金額				1株（50円）当たりの純資産価額				1株（50円）当たりの比準価額					
	評議会	⑧	J01	円	0	銭	⑨	G03	円	⑩	G05	円	※ ⑥ × ⑦ × 0.7						
	類似業種	B	J02	円	0	銭	C	G04	円	D	G06	円	※ 〔中会社は0.6 小会社は0.5 とします。〕						
	要素別比準割合	⑧/B				⑨/C				⑩/D									
	比準割合	$\frac{\text{⑧}}{\text{B}} + \frac{\text{⑨}}{\text{C}} + \frac{\text{⑩}}{\text{D}} = \text{⑪}$												⑪	C01	円	0	銭	
	類似業種											業種目番号	G07						
類似業種の株価																			
課税時期の属する月	課税時期の属する月の前々月	課税時期の属する月の前々月	前年平均株価	課税時期の属する月以前2年間の平均株価	A 〔⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩のうち最も低いもの〕														
⑬	円	⑭	円	⑮	円	⑯	円	⑰	円	⑱	円	⑲	円						
区分	1株（50円）当たりの年配当金額				1株（50円）当たりの年利益金額				1株（50円）当たりの純資産価額				1株（50円）当たりの比準価額						
評議会	⑲	J04	円	0	銭	⑳	G09	円	㉑	G11	円	※ ⑲ × ㉑ × 0.7							
類似業種	B	J05	円	0	銭	C	G10	円	D	G12	円	※ 〔中会社は0.6 小会社は0.5 とします。〕							
要素別比準割合	⑲/B				⑳/C				㉑/D										
比準割合	$\frac{\text{⑲}}{\text{B}} + \frac{\text{⑳}}{\text{C}} + \frac{\text{㉑}}{\text{D}} = \text{㉒}$												㉒	C02	円	0	銭		
1株当たりの比準価額	比準価額 〔⑲と㉒とのいずれか低い方の金額〕										×			第4表の1の④の金額 50円			比準価額（円）		
													⑳	C03					
計 算 の 修 正	直前期末の翌日から課税時期までの間に配当金交付の効力が発生した場合	1株当たりの配当金額				⑳				J07	円	修正比準価額 （㉒ - ㉑） （円）							
	直前期末の翌日から課税時期までの間に株式の割当て等の効力が発生した場合	割当株式1株当たりの払込金額				㉑				J08	円	修正比準価額 〔㉒（㉑があるときは㉑） + ㉑ × ㉒〕 1株 + ㉑ （円）							
		1株当たりの割当株式数				㉒				C05	株								
		1株当たりの割当株式数又は交付株式数				㉓				C06	株								
													㉓	C07					



第5表 1株当たりの純資産価額（相続税評価額）の計算明細書

会社名

（取引相場のない株式（出資）の評価明細書）

（令和八年四月一日以降用）

1. 資産及び負債の金額（課税時期現在）													
資 産 の 部					負 債 の 部								
科 目	相続税評価額 (千円)		帳簿価額 (千円)		備 考	科 目	相続税評価額 (千円)		帳簿価額 (千円)		備 考		
E01	G01		G02		E02	E31	G31		G32		E32		
E03	G03		G04		E04	E33	G33		G34		E34		
E05	G05		G06		E06	E35	G35		G36		E36		
E07	G07		G08		E08	E37	G37		G38		E38		
E09	G09		G10		E10	E39	G39		G40		E40		
E11	G11		G12		E12	E41	G41		G42		E42		
E13	G13		G14		E14	E43	G43		G44		E44		
E15	G15		G16		E16	E45	G45		G46		E46		
E17	G17		G18		E18	E47	G47		G48		E48		
E19	G19		G20		E20	E49	G49		G50		E50		
E21	G21		G22		E22	E51	G51		G52		E52		
E23	G23		G24		E24	E53	G53		G54		E54		
E25	G25		G26		E26	E55	G55		G56		E56		
E27	G27		G28		E28	E57	G57		G58		E58		
E29	G29		G30		E30	E59	G59		G60		E60		
合 計	①		②		E61	合 計	③		④		E62		
	G61		G62				G63		G64				
	㊶		㊷				E63	/					
	㊸		/										
㊹		㊺											
株式等の価額の合計額				E63	/								
土地等の価額の合計額				E64									
現物出資等受入れ資産の価額の合計額				E65									
2. 評価差額に対する法人税額等相当額の計算					3. 1株当たりの純資産価額の計算								
⑤ 相続税評価額による純資産価額 (①-③)		G70		千円	⑨ 課税時期現在の純資産価額 (相続税評価額) (⑤-⑧)		G74		千円				
⑥ 帳簿価額による純資産価額 ((②+(㊷-㊺))-④)、マイナスの場合は0		G71		千円	⑩ 課税時期現在の発行済株式数 (第1表の1⑤)-自己株式数)		G75		株				
⑦ 評価差額に相当する金額 (⑤-⑥)、マイナスの場合は0		G72		千円	⑪ 課税時期現在の1株当たりの 純資産価額(相続税評価額)(⑨÷⑩)		G76		円				
⑧ 評価差額に対する法人税額等相当額 (⑦×38%)		G73		千円	⑫ 同族株主等の議決権割合(第1表の1 の②の割合)が50%以下の場合 (⑪×80%)		G77		円				



第5表 1株当たりの純資産価額（相続税評価額）の計算明細書（続）

会社名

（取引相場のない株式（出資）の評価明細書）

1. 資産及び負債の金額（課税時期現在）（続）															
資 産 の 部						負 債 の 部									
科 目		相続税評価額 (千円)		帳簿価額 (千円)		備 考		科 目		相続税評価額 (千円)		帳簿価額 (千円)		備 考	
E01		G01		G02		E02		E47		G47		G48		E48	
E03		G03		G04		E04		E49		G49		G50		E50	
E05		G05		G06		E06		E51		G51		G52		E52	
E07		G07		G08		E08		E53		G53		G54		E54	
E09		G09		G10		E10		E55		G55		G56		E56	
E11		G11		G12		E12		E57		G57		G58		E58	
E13		G13		G14		E14		E59		G59		G60		E60	
E15		G15		G16		E16		E61		G61		G62		E62	
E17		G17		G18		E18		E63		G63		G64		E64	
E19		G19		G20		E20		E65		G65		G66		E66	
E21		G21		G22		E22		E67		G67		G68		E68	
E23		G23		G24		E24		E69		G69		G70		E70	
E25		G25		G26		E26		E71		G71		G72		E72	
E27		G27		G28		E28		E73		G73		G74		E74	
E29		G29		G30		E30		E75		G75		G76		E76	
E31		G31		G32		E32		E77		G77		G78		E78	
E33		G33		G34		E34		E79		G79		G80		E80	
E35		G35		G36		E36		E81		G81		G82		E82	
E37		G37		G38		E38		E83		G83		G84		E84	
E39		G39		G40		E40		E85		G85		G86		E86	
E41		G41		G42		E42		E87		G87		G88		E88	
E43		G43		G44		E44		E89		G89		G90		E90	
E45		G45		G46		E46		E91		G91		G92		E92	

（令和八年四月一日以降用）



第6表 特定の評価会社の株式及び株式に関する権利の価額の計算明細書

会社名

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

(令和八年四月一日以降用)

1. 純資産価額方式等に よる 価額	1株当たりの 価額の計算の 基となる金額		① 類似業種比準価額 (第4表の2の㉔、㉕又は㉖の金額) (円)	② 1株当たりの純資産価額 (第5表の⑪の金額) (円)	③ 1株当たりの純資産価額の80%相当額 (第5表の⑫の記載がある場合のその金額) (円)				
	株式の区分	1株当たりの価額の算定方法等			1株当たりの価額 (円)				
1株当たりの 価額の計算	比準要素数1の会社 の株式	次のうちいずれか低い方の金額 イ ②の金額 (③の金額があるときは③の金額) ロ (①の金額 × 0.25) + (イの金額 × 0.75)			④ C01				
	株式等保有特定会社 の株式	(第7表の3の㉗の金額)			⑤ C02				
	土地保有特定会社 の株式	(②の金額 (③の金額があるときは③の金額))			⑥ C03				
	開業後3年未満の 会社等の株式	(②の金額 (③の金額があるときは③の金額))			⑦ C04				
	開業前又は休業中 の会社の株式	(②の金額)			⑧ C05				
	株式の 修正	課税時期において配当 期待権の発生している 場合	⑨ 1株当たりの配当金額	J01	円	銭	⑩ 修正後の株式の価額 ((④、⑤、⑥、⑦又は⑧) - ⑨) (円)		
	課税時期において株式 の割当てを受ける権利、株主となる権利又は株式無償交付期待権 の発生している場合	⑪ 割当株式1株当たりの払込金額	G01		円	⑭ 修正後の株式の価額 (④、⑤、⑥、⑦又は⑧ (⑩があるときは⑩) + ⑪ × ⑫) 1株 + ⑬ (円)			
		⑫ 1株当たりの割当株式数	C06		株				
		⑬ 1株当たりの割当株式数又は 交付株式数	C07		株				
2. 配当還元方式による 価額	1株当たりの資本金等の額、発行済株式数等								
	⑮ 直前期末の 資本金等の額 (千円)	⑯ 直前期末の 発行済株式数 (株)	⑰ 直前期末の 自己株式数 (株)	⑱ 1株当たりの資本金 等の額を50円とした 場合の発行済株式数 (⑮ ÷ 50円) (株)	⑲ 1株当たりの資本金 等の額 ((⑮ ÷ ⑯ - ⑰)) (円)				
	G02	G03	G04		C08				
	直前期末以前2年間の配当金額 (千円)								
	事業年度	⑳ 年配当金額	㉑ 左のうち非経常的 な配当金額	㉒ 差引経常的な年配当 金額 (㉑ - ㉑)	㉓ 年平均配当金額 ((㉑ + ㉑) ÷ 2)				
直前期	G05	G07	㉑ G09	G11					
直前々期	G06	G08	㉑ G10						
	㉔ 1株(50円)当たりの年配当金額 (㉑ ÷ ⑮)	J02	円	銭	[この金額が2円50銭未満の場合は2円50銭とします。]				
	㉕ 配当還元価額 ((㉔ ÷ 10%) × (⑲ ÷ 50円))	C09	円	㉖ 配当還元方式による価額 ㉕の金額が、純資産価額方式等により計算した価額を超える 場合には、純資産価額方式等により計算した価額とします。	C10	円			
3. 株式(1.及び2. 権利の共通) に関する 権利の 価額	配当期待権		㉗ 1株当たりの予想配当金額	㉘ 源泉徴収されるべき所得税相当額	㉙ 配当期待権の価額 (㉗ - ㉘)				
	J03	円	銭	J04	円	銭	J05	円	銭
	株式の割当てを受ける権利 (割当株式1株当たりの価額)		㉚ ⑭の金額 (配当還元方式の場合は㉖の金額)	㉛ 割当株式1株当たりの 払込金額	㉜ 株式の割当てを受ける 権利の価額 (㉚ - ㉛)				
	G12	円	G13	円	C11	円			
株主となる権利 (割当株式1株当たりの価額)		㉝ ⑭の金額 (配当還元方式の場合は㉖の金額) (課税時期後にその株主となる権利につき払い込むべき金額があるときは、 その金額を控除した金額)	㉞ 株主となる権利の価額						
		C12	円	C12	円				
株式無償交付期待権 (交付される株式1株 当たりの価額)		㉟ ⑭の金額 (配当還元方式の場合は㉖の金額)	㊱ 株式無償交付期待権の価額						
		C13	円	C13	円				
4. 株式及び株式に関する 権利の 価額 (1.及び2.に共通)	㊲ 株式の評価額	C14	円	㊳ 株式に関する 権利の評価額	J06	円	銭		



第7表の1 株式等保有特定会社の株式の価額の計算明細書

会社名	
-----	--

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

(令和八年四月一日以降用)

受取配当金等受割合の計算(千円)												
1	事業年度	① 直前期		② 直前々期		合計(①+②)		受取配当金等受割合 (① ÷ (① + ②)) ※少数点以下3位未満切り捨て				
	受取配当金等の額	G01		G03		①		①	G01			
S	営業利益の金額	G02		G04		②		②				
	③ - ④ の金額											
の	③ 1株(50円)当たりの 年配当金額(第4表の1の③)		④ ③ の金額 (③ × ⑤)		⑤ ③ - ④ の金額 (③ - ④)							
		円	0	銭		円	0	銭	J01		円	0
金	⑥ - ⑦ の金額											
	⑥ 1株(50円)当たりの 年利益金額(第4表の1の⑥)		⑦ ⑥ の金額 (⑥ × ⑧)		⑧ ⑥ - ⑦ の金額 (⑥ - ⑦)							
類		円		円	G05		円					
	⑨ - ⑩ の金額											
似	⑨ 1株(50円)当たりの純資 産価額(第4表の1の⑨)		⑩ 直前期末の株式等の 帳簿価額の合計額		⑪ 直前期末の総資産価額 (帳簿価額)		⑫ (イ)の金額 (⑨ × (⑩ ÷ ⑪))					
		円	G06		千円	G07		千円	G08	円		
業	⑬ 利益積立金額 (第4表の1の⑬の「直前期」欄の金額)		⑭ 1株当たりの資本金等の額を50円とした場合 の発行済株式数(第4表の1の⑮の株式数)		⑮ (ロ)の金額 (⑬ ÷ ⑭) × ⑮							
			千円			株	G09		円			
種	⑯ ⑨ の金額 (⑫ + ⑬)		⑰ ⑨ - ⑩ の金額 (⑨ - ⑩)		(注) 1 ⑮の割合は、1を上限とします。 2 ⑯の金額は、⑩の金額(⑨の金額)を上限とします。							
		円	G10		円							
比												
準												
価												
額												
の												
修												
正												
計												
算												



第7表の2 株式等保有特定会社の株式の価額の計算明細書（続）

会社名	
-----	--

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)	1株の金額(続)	類似業種											業種目番号	G01			
		類似業種の株価															
		課税時期の属する月	課税時期の属する月の前月	課税時期の属する月の前々月	前年平均株価			課税時期の属する月以前2年間の平均株価			A (㊸、㊹、㊺、㊻及び㊼のうち最も低いもの)						
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	
		区分	1株(50円)当たりの年配当金額			1株(50円)当たりの年利益金額			1株(50円)当たりの純資産価額			1株(50円)当たりの比準価額					
		評会価社	第7表の1の[⑤]	J01	円	0	銭	第7表の1の[⑥]	G03	円	第7表の1の[⑦]	G05	円	※ ⑬ × ⑭ × 0.7			
		類似業種	B	J02	円	0	銭	C	G04	円	D	G06	円	※ [中会社は0.6 小会社は0.5 とします。]			
		要素別比準割合	[⑤] B	.			[⑥] C	.			[⑦] D	.					
		比準割合	$\frac{⑤}{B} + \frac{⑥}{C} + \frac{⑦}{D} =$										⑰	C01	.		
類似業種												業種目番号	G07				
類似業種の株価																	
課税時期の属する月	課税時期の属する月の前月	課税時期の属する月の前々月	前年平均株価			課税時期の属する月以前2年間の平均株価			A (㊸、㊹、㊺、㊻及び㊼のうち最も低いもの)								
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円			
⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚			
区分	1株(50円)当たりの年配当金額			1株(50円)当たりの年利益金額			1株(50円)当たりの純資産価額			1株(50円)当たりの比準価額							
評会価社	第7表の1の[⑤]	J04	円	0	銭	第7表の1の[⑥]	G09	円	第7表の1の[⑦]	G11	円	※ ㉑ × ㉒ × 0.7					
類似業種	B	J05	円	0	銭	C	G10	円	D	G12	円	※ [中会社は0.6 小会社は0.5 とします。]					
要素別比準割合	[⑤] B	.			[⑥] C	.			[⑦] D	.							
比準割合	$\frac{⑤}{B} + \frac{⑥}{C} + \frac{⑦}{D} =$										㉑	C02	.				
1株当たりの比準価額		比準価額 (㉑と㉒とのいずれか低い方の金額)										×	第4表の1の④の金額 50円			比準価額 (円)	
												⑳	C03				
比準価額の修正	直前期末の翌日から課税時期までの間に配当金交付の効力が発生した場合	1株当たりの配当金額			㉓	J07	円	銭	修正比準価額 (㉑-㉓) (円)								
					㉔	C04											
	直前期末の翌日から課税時期までの間に株式の割当て等の効力が発生した場合	割当株式1株当たりの払込金額			㉕	J08	円	銭	修正比準価額 (㉑(㉕)があるときは㉕) + ㉖ × ㉗								
		1株当たりの割当株式数			㉖	C05	1株 + ㉘ (円)										
	1株当たりの割当株式数又は交付株式数			㉙	C06	株	株	㉚	C07								

(令和八年四月一日以降用)



第7表の3 株式等保有特定会社の株式の価額の計算明細書(続)

会社名	
-----	--

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)	純資産価額の修正	① 相続税評価額による純資産価額 (第5表の⑤の金額) (千円)	② 課税時期現在の株式等の価額の合計額 (第5表の⑦の金額) (千円)	③ 差引(①-②) (千円)	(令和八年四月一日以降用)	
		④ 帳簿価額による純資産価額 (第5表の⑥の金額) (千円)	⑤ 株式等の帳簿価額の合計額 (第5表の㊸+㊹-㊺)の金額(注) (千円)	⑥ 差引(④-⑤) (千円)		
		⑦ 評価差額に相当する金額 (③-⑥) (千円)	⑧ 評価差額に対する法人税額等相当額 (⑦×38%) (千円)	⑨ 課税時期現在の修正純資産価額 (相続税評価額)(③-⑧) (千円)		
		⑩ 課税時期現在の発行済株式数 (第5表の⑩の株式数) (株)	⑪ 課税時期現在の修正後の1株当たりの純資産価額 (相続税評価額)(⑨÷⑩) (円)	(注) 第5表の㊸及び㊺の金額に株式等以外の資産に係る金額が含まれている場合には、その金額を除いて計算します。		
		1株当たりのS ₁ の金額の計算の基となる金額		⑫ 修正後の類似業種準価額 (第7表の2の㊻、㊼又は㊽の金額) (円)		⑬ 修正後の1株当たりの純資産価額 (相続税評価額)(⑩の金額) (円)
				C01		
	S ₁ の金額	1株当たりのS ₁ の金額の算定方法		1株当たりのS ₁ の金額 (円)		
		区分	次のうちいずれか低い方の金額	⑭ C04		
		比準要素数1である会社のS ₁ の金額	イ ⑬の金額 ロ (⑫の金額×0.25)+⑬の金額×0.75	⑮ C05		
		大会社のS ₁ の金額	次のうちいずれか低い方の金額(⑬の記載がないときは⑫の金額) イ ⑫の金額 ロ ⑬の金額	⑯ C06		
中会社のS ₁ の金額	(⑫と⑬とのいずれか低い方の金額 × Lの割合) + (⑬の金額 × (1 - Lの割合))	⑰ C07				
小会社のS ₁ の金額	次のうちいずれか低い方の金額 イ ⑬の金額 ロ (⑫の金額×0.50)+⑬の金額×0.50	⑱ C07				
S ₂ の金額	⑲ 課税時期現在の株式等の価額の合計額 (第5表の⑦の金額) (千円)	⑳ 株式等の帳簿価額の合計額 (第5表の㊸+㊹-㊺)の金額(注) (千円)	㉑ 株式等に係る評価差額に相当する金額 (⑲-⑳) (千円)	㉒ ㉑の評価差額に対する法人税額等相当額 (㉑×38%) (千円)		
	㉓ S ₂ の純資産価額相当額 (⑲-㉑) (千円)	㉔ 課税時期現在の発行済株式数 (第5表の⑩の株式数) (株)	㉕ S ₂ の金額(㉓÷㉔) (円)	(注) 第5表の㊸及び㊺の金額に株式等以外の資産に係る金額が含まれている場合には、その金額を除いて計算します。		
			C08			
3. 株式等保有特定会社の株式の価額		㉖ 1株当たりの純資産価額(第5表の⑩の金額(第5表の⑫の金額があるときはその金額)) (円)	㉗ S ₁ の金額とS ₂ の金額との合計額 (⑭、⑮、⑯又は⑰)+㉕) (円)	㉘ 株式等保有特定会社の株式の価額 (㉖と㉗とのいずれか低い方の金額) (円)		
		C09	C10			